

平成31年第1回度会町議会定例会会議録

招集年月日 平成31年3月6日

招集場所 度会町議会議場

開議 平成31年3月6日（午前8時45分）

出席議員	1番 若宮 淳也	2番 西井 仁司	3番 溝口 周生
	4番 岡村 広彦	5番 舟瀬 勝	6番 登 喜三雄
	7番 濱岡 裕之	8番 牧 幸作	9番 木本タエ子
	10番 福井 秀治	11番 八木 淳	

欠席議員 なし

地方治法第121条の規定による説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	中村 順一	福祉保健課長	岡田 美和
副 町 長	藤田 心作	水 道 課 長	山下 弘文
総 務 課 長	西岡 一義	産業振興課長	山下 喜市
防災環境課長	中西 章	建 設 課 長	北村 晴紀
まちづくり推進課長	中井 宏明	会計管理者兼出納室長	中井 均
税 務 課 長	森井 裕	教育委員会教育長	中西 正典
住民生活課長	岡谷 吉浩	教育委員会事務局長	作野 和幸

議会の職務のために出席した者の職員氏名

議会事務局長	中川美知彦	書 記	阪口 昇吾
書 記	井口 由子	書 記	中村 公洋

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案の上程（議案第1号～議案第20号）
- 日程第5 提案理由の説明（議案第1号～議案第20号）
- 日程第6 質疑（議案第1号～議案第20号）
- 日程第7 常任委員会付託（議案第1号～議案第19号）

上程議案

議案第1号 平成31年度 度会町一般会計予算

- 議案第2号 平成31年度 度会町国民健康保険特別会計予算
- 議案第3号 平成31年度 度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 議案第4号 平成31年度 度会町介護保険特別会計予算
- 議案第5号 平成31年度 度会町郡指導主事共同設置事業特別会計予算
- 議案第6号 平成31年度 度会町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第7号 平成31年度 度会町水道事業会計予算
- 議案第8号 平成30年度 度会町一般会計補正予算（第4号）
- 議案第9号 平成30年度 度会町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第10号 平成30年度 度会町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第11号 平成30年度 度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 議案第12号 度会町審査請求に係る提出書類等の写し等の交付手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第13号 度会町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第14号 度会町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第15号 災害弔慰金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第16号 度会町水道法施行条例の一部を改正する条例について
- 議案第17号 字の区域の変更について
- 議案第18号 伊勢市との定住自立圏形成協定の変更について
- 議案第19号 度会広域連合の処理する事務の変更及び度会広域連合規約の変更に関する協議について
- 議案第20号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

◎開会の宣告

（9時12分）

- 議長（八木 淳） ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しておりますので、平成31年第1回度会町議会定例会を開会いたします。
- 直ちに、本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、議長において指名いたします。

7番 濱岡裕之 議員

8番 牧 幸作 議員

◎会期の決定

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から3月14日までの9日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長(八木 淳) 異議なしと認めます。

よって、今期定例会は、本日から3月14日までの9日間に決定いたしました。

なお、今期定例会の日程は、お手元に配付いたしました日程表により会議を進めたいと思いますので、御了承をお願いいたします。

◎諸般の報告

日程第3 諸般の報告をいたします。

地方自治法第235条の2第3項の規定による平成30年11月分、12月分及び平成31年1月分の出納検査の結果報告が提出されておりますので、細部については、事務局において御高覧いただきたいと思います。

次に、今期定例会の議事説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表にして、お手元に配付いたしましたので、御了承をお願いいたします。

また、町長より広報掲載のため、「議会開催中の写真を撮影したい」との申し出がありましたので撮影の許可をいたしました。皆様の御協力をお願いいたします。

◎議案の上程(議案第1号～議案第20号)

日程第4 本日、町長より提出されました議案第1号から議案第20号までを、お手元に配付いたしました議案一覧表により一括上程し、議題といたします。

◎提案理由の説明(議案第1号～議案第20号)

日程第5 それでは、提案者町長より提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長(中村 順一) 皆さん、おはようございます。

平成31年第1回度会町議会定例会を招集させていただきましたところ、公私何かと御多忙の中を、御出席を賜り厚く御礼申し上げます。

本年は、地方統一選挙の年に当たり、4月には県知事選挙、県議会議員選挙、そして、当町でも6月には町長選挙、町議会議員選挙があり、また7月には、国政の参議院議員選挙があります。

本定例会は、町議会議員の皆さん方、そして私自身も任期最終の定例会となり、7月には住民の皆さん方の審判を受け、新しく選出された町長、町議会議員の皆さん

ん方に引き継ぎ、当町のまちづくりをより活性化、発展を目指して推進していただくこととなります。

そのために、本年度皆さん方に御審議をいただく当初予算は、骨格予算となっております。町議会議員の皆さん方にとりましても、私にとりましても、最後の予算編成となりますが、どうか慎重な審議をよろしく願いをいたします。

本定例会への上程議案に対する提案理由をさせていただきます前に、私ごとでございますが、平成19年6月から今日まで、約12年間、住民の皆さん方の審判のもと、度会町という城を預かり、生まれ育った故郷の活性化と発展に、私なりに最大限の努力をすることを肝に銘じ、政治は一人でできるものではなく、議長さんをはじめ町議会の議員の皆様方、そして区長さんをはじめ多くの住民の皆さん方の心の支えと御協力と御支援をいただき、今日までまちづくりを推進させてまいりました。

「政治はとまることはなく」、また、「とめることも許されない」普遍的なものであり、また、住民の皆さん方への公平性を絶えず目指し、もろもろの政策や課題を乗り越えて解決していくという方向で運営をさせていただきました。

12月の本定例会でも申し上げましたとおり、住民の皆さん方の期待に応え成就できた事業よりも、成就できなかった事業のほうが多くあり、今でもそのことを考えてみますと、自分の力不足、そしてまた馬力不足、それから決断力の乏しいところ等が挙げられまして、自責の念にもかられますが、にもかかわらず、本当に多くの皆さん方の激励や叱咤をいただき、今日を迎えることに心からこの場をおかりしまして、感謝の気持ちとともにお礼を申し上げます。ありがとうございました。

議員の皆さん方には、「立法と行政」の両輪というのが正常に働き、一般質問等をいただき議論の場だけではなく、御協力をいただきましてお世話になりました。ありがとうございました。

さて、残す任期は約3カ月余りとなりましたが、初心を忘れることなく、これまでどおり全力を傾注してまいり所存でございます。

私の3期期間中の過去の事業実績につきましては、私が申し上げるまでもありませんし、今後の山積みとなっております課題は、次の新しい町政の体制のもとに一日一歩の積み重ねをして解決をしていただき、当町が前向きに発展していくことを、一住民として、絶えず望み、期待をするところでございます。

それでは、今期定例会に提案いたしました議案について、御説明をいたします。

今期定例会に、提案をいたしました議案は、予算関係11件、条例関係5件、その他4件の合計20議案でございます。

まず、議案第1号「平成31年度度会町一般会計予算」について御説明をいたします。

平成31年度は、6月の町長選挙を見据え、当初予算編成に当たっては、骨格予算

としていますことから、平成31年度の予算の規模は、対前年度の2億4,597万5,000円、6.4%減の35億7,247万9,000円でございます。

歳入予算から、順を追って御説明をいたします。

款1の町税、対前年度654万6,000円増の8億638万9,000円を計上をしております。

12ページの項1町民税の目1個人につきましては、3億3,318万8,000円を、目2の法人では、風力発電に係る工事が完成し事務所を閉鎖することに伴いまして、対前年度の500万円減の2,100万1,000円を計上いたし、項2固定資産税におきましては、太陽光発電に係る固定資産税の増加が見込めることから、対前年度497万5,000円増の3億7,469万円を計上、項3軽自動車税では、課税実績及び10月の消費税率引き上げ時に、軽自動車に新たに創設されます環境性能割による税収を見込み、対前年度125万4,000円増の3,451万円を、次の項4の町たばこ税につきましては、前年度とほぼ同額の4,300万円を計上いたしております。

次に、13ページ、款2地方譲与税、項1地方揮発油譲与税につきましては、対前年度10万5,000円減の1,000万円を、項2自動車重量譲与税は、販売実績が順調であることから対前年度195万円増の2,590万円を計上しております。

次の項4の森林環境譲与税は、我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や、災害防止等を図るために必要な森林整備等への地方財源として、平成31年度から新たに譲与されるもので900万円を計上しております。

14ページの款3利子割交付金につきましては、対前年度89万9,000円増の240万円を見込んでおります。

次に、款4配当割交付金、次の款5株式等譲渡所得割交付金につきましては、それぞれ480万円と、460万円を計上しております。

款6の地方消費税交付金につきましては、消費税率が引き上げられますことから、対前年度1,570万5,000円増の1億3,080万円を計上、15ページの款7自動車取得税交付金につきましては、環境性能割交付金制度が創設されることから、対前年度130万円増の960万円を計上しております。

款8地方特例交付金は、これまでの個人住民税における、いわゆる住宅ローン控除による減収補填に加え、新たに、自動車税及び軽自動車税の環境性能割軽減による地方税の減収額が補填されますので、500万円を見込んでおります。

次に、度会町が歳入において、最も依存します款9の地方交付税につきましては、地財計画の伸び率を勘案し、対前年度1,800万円増の14億6,500万円を計上しております。

次に、16ページ、款11の分担金及び負担金、項1負担金、目1民生費負担金では、入所予定児童230名余りの保育所保護者負担金5,040万円をはじめとし、5,354万円を計上しております。

項2分担金、目2農地費分担金では、県営和井野頭首工補修事業分担金として182万4,000円を計上しております。

次の款12の使用料及び手数料、項1使用料、目1土木使用料につきましては、町道道路敷の占用料、町営住宅など町有施設等の使用料でございますが、遊水プール鏡の利用者数を昨年の実績等から算定をし、対前年度比54万9,000円減の2,414万2,000円を見込んでおります。

17ページ、項2手数料では、窓口での諸証明手数料及び美化センターごみ処理手数料など、総額431万6,000円を見込んでおります。

18ページの款13国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金では、節1社会福祉総務費負担金の国民健康保険基盤安定負担金をはじめ、節2障害福祉費負担金に介護給付費負担金などを、また、節3児童措置費負担金に3歳未満の被用者児童手当負担金などを合わせて1億6,407万7,000円を計上しております。

項2国費の補助金では、目1総務費国庫補助金に住宅耐震関係等交付金や、個人番号カード交付事業費補助金など480万2,000円を計上しております。

次の目2民生費国費補助金、節1障害福祉費補助金には、障がいをお持ちの方の生活支援事業補助金を、また、19ページの節9子ども・子育て支援交付金に、地域子育て支援拠点事業に対する交付金を合わせて1,015万3,000円を計上しております。

なお、平成30年度から準備を進めております、子育て世代包括支援センター事業を、平成31年度から実施することとしておりますことから、これに対する交付金を見込んだことなどで、対前年度284万円の増額となっております。

次に、19ページのみ3衛生費国庫補助金には、浄化槽設置促進のための循環型社会形成推進交付金及び美化センター旧炉解体工事に係る同交付金を合わせて4,744万4,000円を計上しております。

目4農林水産業費国庫補助金には、節1林業振興費補助金に、美しい森林づくり基盤整備交付金を、次の節2の農業振興費補助金には、多面的機能支払交付金など合わせて710万1,000円を計上しております。

目5土木費国庫補助金では、町道改良事業等に対する社会資本整備総合交付金や、町営住宅の城山住宅の家賃に補填をされます地域住宅交付金を合わせて2,293万円を計上しております。

目6教育費国庫補助金は、平成30年度に度会中学校の多目的トイレ改修事業を終了しましたために、対前年度480万6,000円の減額となっております。

次に20ページの款14県支出金、項1県負担金、目2民生費県負担金には、国民健康保険や介護給付費、後期高齢者保険関係等に係る県の負担金1億518万2,000円を計上しております。

21ページから22ページまでの項2県補助金は、合計6,800万4,000円を計上してお

ります。

まず、目1の総務費県補助金では、防災対策関係の補助金167万円を計上しております。

次の目2民生費県補助金は、障がい者医療費補助金、子ども医療費補助金など3,039万6,000円を計上いたしております。

目3衛生費県補助金では、浄化槽設置促進事業に係る県補助金等616万3,000円を計上しております。

目4農林水産業費県補助金では、節3農業振興費補助金804万9,000円計上し、22ページ、節5林業振興費補助金に、一之瀬川の流倒木撤去や度会小学校周辺の危険木伐採の財源として見込まれます、みえ森と緑の県民税市町交付金932万8,000円等を計上しております。

次の項3委託金、目1総務費委託金では、節2徴税费委託金の個人県民税徴収取扱交付金1,270万円、節4選挙費委託金には、県知事、県議会議員選挙及び参議院議員選挙に対する委託金844万6,000円など、合わせて2,301万3,000円計上しております。

続きまして、23ページの款15財産収入、項1財産運用収入では、目1財産貸付収入として、風力発電事業に伴う町有林の借地料など627万5,000円を計上しております。

続きまして、24ページの款16の寄附金、項1寄附金、目2ふるさと寄附金では、当町へのふるさと寄附金額の実績の推移から、対前年度200万円減の1,300万円を計上しております。

次に、款17繰入金、項2基金繰入金につきましては、目1財政調整基金繰入金1億8,734万3,000円をはじめ、2億6,434万3,000円を計上しております。

次の25ページ、款18の繰越金には、前年度繰越金として3,000万円を計上しております。

次に、款19の諸収入、項3雑入、目1雑入では、ハロウィンジャンボ宝くじの収益分配金や、地域包括支援センター計画作成料等合わせて3,730万3,000円を見込んでおります。

次に、27ページの款20町債、項1町債、目4臨時財政対策債につきましては、御案内のとおり地方債の一種で、国において地方交付税として交付すべき財源が不足する場合に、交付額を減額するかわりとして各自治体に地方債を発行させる制度で、その償還分は全額、後年度の地方交付税で措置されるものでありまして、1億円を見込んでおります。

次の目7衛生費には、美化センター旧炉解体工事に充当するため、7,470万円を、次の目8教育債には、一之瀬体育館非構造部材改修等工事に充当するために、

2,550万円を計上しております。

以上をもちまして、歳入の概要の説明とさせていただきます。

続きまして、歳出の概要について、順に御説明をさせていただきます。

まず初めに、一般会計の各科目に計上をいたしております職員給与費等の所要総額は、97ページのとおり、80名、5億685万円でございます。

なお、給与費の明細書を本予算書末尾96ページから102ページに掲げておりますので、御高覧を賜りたいと存じます。

それでは、まず、28ページの款1議会費でございますが、議会運営活動に係る関係の経費を6,751万円を計上しております。

次に、29ページからの款2総務費の予算計上額は、11ページのとおり、対前年度4,188万7,000円増の5億2,457万4,000円で、予算における構成比が14.7%となっております。

29ページから、目1一般管理費は、特別職、総務課、出納室職員及び臨時職員の人件費などを計上いたしております。

その他主要なものとしては、30ページの節8報償費に、ふるさと納税報償費として、400万円を計上しております。

また、総務省から全ての地方公共団体に統一的な基準による財務書類等を作成することが要請されておりますために、節13の委託料の31ページに、財務書類等作成支援業務委託料247万5,000円を計上しております。

なお、上段の弁護の委託料でございますが、弁護士顧問契約、現在係争中の案件の所要額を合わせて、弁護委託料として169万1,000円を計上しております。

次に、32ページ、目2文書広報費では、予算額1,119万2,000円により広報わたらいの発行や町例規データベースの更新を行ってまいります。

なお、節13委託料及び節14の使用料及び賃借料における町例規集のデータベース関係の費用は、平成30年度におきまして、平成31年度から平成35年度までの5年間の受託先をプロポーザルにより選定をいたしましたことから、年間の経費を150万円余り減額することができました。

次の目3会計管理費には、770万9,000円を計上しております。

33ページからの目4財産管理費では、役場庁舎や公用車の維持管理経費など、対前年度750万2,000円減の5,463万8,000円を計上いたしました。

骨格予算編成としておりますことから、第3四半期以降で対応可能な大規模な修繕につきましては、補正予算で計上することにいたしておりますことなどから、対前年度750万2,000円の減となっております。

34ページの目5企画費には、各種行政システムの保守管理費用や行政チャンネル利用料など、合わせて5,484万4,000円を計上しております。

35ページ、節13委託料には、平成32年度までの2年間で策定する第7次度会町総合計画策定支援業務委託料の平成31年度分として330万円を計上しております。

また、36ページの節18備品購入費には、パソコンのウィンドウズセブンのサポートが、2020年の1月に終了することから、セキュリティを確保するため職員のパソコン60台を購入する費用として614万4,000円を計上しております。

次の目6 地方バス路線維持対策費には、自主運行バスとして位置づけする役場から田口・注連指行き及び田間行き並びに、1日2便の南中村行きの地方バス路線運行委託料、及び町営バス運行委託料など3,807万8,000円を計上しております。

次に、37ページ、目8 諸費には、区事務費補助金、地区集会所の改築補助金など1,226万4,000円を計上しております。

次に、項2 徴税费、目1 税務総務費は、税務課の人件費関係が主要なもので、4,682万1,000円を計上しております。

39ページからの目2 賦課徴収費では、町税の課税徴収事務に係る各種電算委託料など4,946万6,000円を計上し、個人県民税徴収取扱交付金1,270万円を充当しております。

節13委託料においては、軽自動車の伊勢志摩ナンバーへの対応のために、システム改修に要する費用の70万8,000円を、及び平成31年10月から始まります地方税共通納税システムの構築のために、改修委託料174万2,000円を、新たに計上をいたしております。

40ページからの項3 戸籍住民基本台帳費には、戸籍事務に係る人件費や電算システム使用料など2,557万円を計上しております。

41ページ、項4 選挙費では、選挙管理委員会に要する費用として、目1 選挙管理委員会費に887万2,000円を、42ページのみ3 知事・県議会議員選挙費には、平成31年度所要額546万円を。

次の目4 に、7月に実施予定の参議院議員選挙に要する費用1,069万5,000円を。

さらに、43ページ、目7 に、6月に実施されます町長、町議会議員の選挙に要する費用を1,109万7,000円を計上しておりますことから、選挙管理委員会費を含め選挙費は、対前年度2,361万円増の3,612万4,000円となっております。

次の項5 統計調査費では、5年ごとに実施されます農林業センサスの費用などを合わせて186万4,000円を計上しております。

続きまして、45ページ、款3 民生費は、特別養護老人ホームわたらい緑清苑の増床工事に要する負担金や、中之郷保育所改修工事が終了したこと等から、対前年度1億6,896万8,000円減の10億9,032万円となりますが、予算における、この構成比が30.5%と大きな割合を占めております。

まず、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費におきましては、1億6,058万4,000

円を計上しております。

46ページ、節13委託料に、平成32年度までの2年間で福祉総合計画として、地域福祉計画、介護保険事業計画及び障害者基本計画を、策定することから、平成31年度分として600万円を計上しております。

次に、節19負担金補助及び交付金に、度会町社会福祉協議会への補助金2,472万4,000円、次の節20扶助費には、福祉医療費の補助金など2,672万6,000円と、節28の繰出金に、国民健康保険特別会計等への繰出金の8,035万9,000円を計上しております。

次の目2障害福祉費には、47ページの節20扶助費生活介護事業費の5,928万円を主とし、身体及び知的障がい者の施設入所支援費など、合わせて1億5,770万2,000円を計上し、障害者福祉の充実に努めてまいります。

次の、目3老人福祉費は、48ページ、節28繰出金に、後期高齢者医療特別会計繰出金1億3,507万2,000円、介護保険特別会計繰出金1億6,118万5,000円などを、合わせて3億434万8,000円を計上し、高齢者の福祉の充実に努めてまいります。

次に、49ページ、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費では、節13委託料に、子供の健やかな育ちと、子育てを支援するために、平成30年度から2カ年で策定するとしております「子ども・子育て支援事業計画」策定に要する業務委託料の平成31年度分の236万6,000円を計上しております。

50ページ、目2児童措置費では、児童手当の給付費と、中学3年生まで拡大した子ども医療費の補助金など1億4,338万6,000円を計上し、国県支出金が1億1,138万7,000円を充当しております。

次に、目4児童福祉施設費には、町内の3園の保育所運営費として2億5,824万2,000円を計上し、保育サービスの充実に努めてまいります。

52ページ、節13委託料に、完全給食を実施するために、保育所給食調理提供業務委託料3,010万3,000円を計上しております。

次の目5地域子育て支援センター運営費では、センター運営経費1,444万1,000円を、国県支出金530万円を財源充当しております。

次に、53ページの目6放課後児童クラブ運営費では、その所要額として1,957万1,000円を見込んでおり、国県支出金230万8,000円、利用者の負担金188万1,000円、一般財源1,538万2,000円を財源として運営してまいります。

次に、55ページからの款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費は、保健衛生、環境衛生に係る職員の人件費と水道事業に係る負担金が、主要な要素となっており、56ページの節19負担金補助及び交付金には、県道伊勢大宮線の麻加江及び立岡地内のバイパス管新設事業に係る負担金1,333万4,000円、平成32年度までの策定を国から求められております、経営戦略策定に要する費用等2,860万円を計上

しております。

次の目2 予防費では、節13委託料にインフルエンザや日本脳炎、肺炎球菌ワクチンなど、これまでも実施しております予防接種に要する委託料1,967万9,000円のほかに、平成31年度から予防接種法に基づき定期接種の対象に「風疹」が追加をされますことから、国費60万6,000円を財源充当し、風疹抗体価検査を実施すべく、業務委託料に131万8,000円を計上するなど、総額2,399万1,000円をもって、感染症予防などに努めてまいります。

57ページからの目4 環境衛生費におきまして、不法投棄防止環境対策経費や、合併処理浄化槽設置補助金及び伊勢広域環境組合負担金 1億1,311万円など、合わせて1億3,708万1,000円を計上し、国県支出金の1,006万8,000円を充当しております。

なお、58ページの節19負担金補助及び交付金に、地域から求められています墓地参道等の整備に対しまして、環境施設整備事業補助金を新たに交付すべく100万円を計上しております。

次の目5 母子保健衛生事業費では、乳幼児の育児支援や妊婦の保健対策に1,628万7,000円を計上しております。

なお、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うために、子育て世代包括支援センターの全国展開が、国から求められているために、当町は、昨年からの準備を進め、平成31年度から事業を展開するため、妊娠・出産包括支援というくくりで費用を明示しております。

この事業に、国県支出金の689万5,000円のうち583万円を財源として充当をしております。

次の59ページ、目6 健康増進対策費に当たりましては、1,105万4,000円を計上し、従来からも実施しておりますがん検診をはじめ、生活習慣病の予防対策を実施し、町民の皆さんお一人お一人がみずからの健康づくりに、主体的に取り組めるよう支援をしてまいります。

61ページ、項2 清掃費、目1 塵芥処理費では、美化センターを中心としたごみ収集処理対策費用など、対前年度1億3,595万円増の1億9,091万9,000円を計上いたしております。

予算額が大幅に増加しておりますのは、美化センターの旧炉2基について、伊勢広域環境組合へ加入した平成10年の4月から稼働を停止しておりますが、老朽化がその後進み、特に、煙突は亀裂が激しく崩落のおそれがあるために、この解体に要する費用を、62ページの節15の工事請負費1億2,450万円をはじめとして、関連する経費を計上いたしていることなどからでございます。

なお、解体後の跡地は、ストックヤードとして活用を図る計画をしております。

次に、款5 農林水産業費ですが、対前年度3,967万6,000円増の1億5,315万4,000

円で予算における構成比が4.3%となっております。

項1 農業費、63ページからの目3 農業振興費では、2,581万2,000円を計上し、主要産品である茶業振興のための施策、農地の荒廃防止対策をはじめ、有害鳥獣による農作物被害の軽減対策のために、節8 報償費に、有害鳥獣駆除報償費633万円を、64ページからの節19負担金補助及び交付金に、南中村における有害鳥獣の侵入防止柵設置補助金を交付する費用など、鳥獣害被害防止対策協議会補助金として743万7,000円を計上しております。

次の目4 農地費では、農道橋の長寿命化を図るために、国の求めに応じ、農道橋八つの橋分の点検業務委託料として節13 委託料に300万円を計上し、66ページの節19負担金補助及び交付金に、県営事業として施行する和井野頭首工補修事業の負担金として、456万円を計上するなど、合わせて3,164万9,000円となっております。

目6 多面的機能支払事業費には、11地区の組織がそれぞれの地域で行う水路、農道等の施設の管理保全活動及び草刈りや植栽活動などの環境保全活動への交付金として1,143万8,000円を計上しております。

次に、67ページ、項2 林業費、目2 林業振興費におきましては、2,267万1,000円を計上し、間伐等適正な森林管理を推進するなど林業の振興を図ってまいります。

節13委託料に、みえ森と緑の県民税市町交付金を活用し、川上地内の水源林の間伐を実施するために、水源林整備業務委託料600万円、また、68ページに、国が新たな森林管理システムを構築することから、柳区におきまして経営管理権設定の意向調査、境界測量などを進めるための森林管理制度業務委託料として、873万1,000円を計上しております。

次の目3 林道事業費におきましては、風力発電施設工事完了により、林道麻加江小萩線の通行どめが解除され、従来のように、町が林道の維持管理を実施することとなるために、対前年度比の1,103万5,000円増となる2,025万円を計上しております。

次の目4 公団造林の受託事業費では、坂井地内の町有林の除伐に要する費用190万7,000円を計上しております。

次の目5 治山事業費では、県営事業の附帯工事に要する費用など260万円計上しております。

69ページからの款6 商工費、項1 商工費、目2 商工業振興費におきましては、70ページの節13の委託料に特産品のPRや大学等の連携事業及び宮リバー度会パークへの誘客を進める事業などの業務委託料として503万2,000円を、節19負担金補助交付金には、商工会運営費補助金、春まつり実行委員会補助金などの2,521万8,000円を計上し、地場産業や地域資源を活用した交流人口の増加などによる町の活性化を図ってまいりたいと思います。

71ページからの款7 土木費は、対前年度3,216万7,000円減の2億8,967万1,000円で、予算における構成比は8.1%となっております。

まず、項1の土木管理費、目1土木総務費には、建設課関係の人件費と地籍調査事業の費用など、4,467万4,000円を計上しております。

72ページ、項2道路橋梁費、目1道路維持費では3,498万3,000円を計上し、町道の草刈りや道路台帳の整備など、町道の適切な維持管理に努めます。

次の目2町道新設改良費におきましては、下久具地内の町道川南線の舗装修繕、牧戸里中橋の架け替えなど生活道路の充実と改良を図るために、1億1,725万円を計上しております。

次に、73ページ、目4県道新設改良費では、県道伊勢大宮線長原地内の道路改良工事に附帯して要する費用の850万円を計上しております。

74ページの項3河川費では、みえ森と緑の県民税の市町交付金を活用して、河川内の立木を撤去すべく節13委託料に220万円を、また節15工事請負費に500万円を計上し、河川の保全に努めてまいります。

次の項4施設管理費、目1公園管理費では、宮リバー度会パークと、日の出の森の維持管理経費等として、908万8,000円を計上しております。

75ページの目2山村広場施設管理費、目3バザールわたらい施設業務管理費では、山村広場栗山と、バザールわたらいの維持管理に係る経費をそれぞれ計上しておりますが、バザールわたらいの空調設備の改修が必要であることから、76ページの節15工事請負費に1,250万円を計上しております。

目4遊水プール鏡運営費では、節13委託料にプールの運営管理料など1,990万9,000円を、節15工事請負費には、管理棟の屋上の床改修や、プールサイドの屋根テント修復に要する費用など1,682万円を計上し、来場者の皆さんに楽しく利用していただけるプールの運営を推進してまいります。

次に、77ページ、項5住宅費では、町営住宅城山団地・清風団地の維持管理経費など178万5,000円を計上しておりますが、平成30年度は、空家等対策計画を策定するための費用を見込んでいたことなどで、対前年度590万8,000円減額をしております。

次の款8消防費におきましては、対前年度781万6,000円減の2億186万3,000円で、予算における構成比は5.6%となっております。

まず、目1非常備消防費には、消防団員の報酬及び活動費の所要額と退職団員の退職報償金など2,024万6,000円を計上しております。

78ページ、目2消防施設費では、他市町の基準財政需要額も考慮して算出されます広域消防負担金につきまして、人件費の減額を見込むなど、対前年度1,620万4,000円減の1億2,791万7,000円を計上いたしました。

目3 防災費におきましては、5,040万8,000円を計上し、気象情報の取得や防災行政無線の維持管理、木造住宅の耐震補強推進など減災力を高める施策とともに、防災備蓄品の整備を進め、迅速で適格な災害時の対応を目指してまいりたいと思います。

平成31年度におきましては、中川地区など雨量計を新設すべく、節13委託料及び節15工事請負費に係る経費を計上しております。

なお、この財源として一般財団法人三重県市町職員互助会の助成金を充当すべく、その他財源に300万円を計上しております。

続きまして、80ページからの款9 教育費におきましては、度会中学校におけるトイレ改修工事が完成したことなどから、対前年度1,442万1,000円減の3億8,065万7,000円で予算における構成比は10.7%を占めております。

81ページの項1 教育総務費、目2 事務局費は、教育委員会事務局学校教育関係の人員費や、度会郡指導主事共同設置負担金など4,479万3,000円を計上しております。

次に、82ページからの項2 小学校費、目1 学校管理費におきましては、1億1,713万7,000円を計上し、学校教育の充実に努めます。

これまでと同様に主要な施策として進める学習支援員の配置、スクールバスの運行、学校環境整備に加え、85ページの節19負担金補助及び交付金において、平成30年度に引き続きまして、給食費を補助するために595万1,000円を計上し、子育て家庭の負担軽減を図ることとしております。

次に、項3 中学校費、目1 学校管理費におきましては、9,930万1,000円を計上し、学校教育の充実に努めます。

中学校費では、これまでの主要な施策は小学校費と同様でございますが、中学校費におきましては、87ページ、節13委託料にALTの2名分の委託料として926万5,000円を計上しております。

また、節19の負担金補助及び交付金の88ページには、全国大会への出場の可能性が期待をされているために、全国大会等の選手派遣費補助金198万6,000円を計上しております。

なお、平成30年度から継続する子育て支援対策の一環として、88ページ、節19負担金補助及び交付金に給食費を補助するために、346万2,000円を計上しております。

次に、項4 社会教育費におきまして、目1 社会教育総務費には1,808万1,000円を、89ページ、目2 公民館費には1,206万円、90ページのふるさと歴史館費に137万6,000円、91ページからの項5 保健体育費、目1 保健体育総務費には721万9,000円、92ページの目2 体育施設費には3,336万5,000円を計上し、町民の皆さん一人一人が、自分に適した方法や手段で学んだり楽しんだりできる環境づくりに努めてまいります。

なお、91ページの項5保健体育費では、目1保健体育総務費、節7賃金に、度会中学校が指定強化校として指定されているために、指定種目の競技力向上を目指し指定強化指導員の賃金として146万9,000円を計上しております。

また、92ページ、目2体育施設費に、平成31年度は一之瀬体育館の非構造部材等改修工事を実施すべく、必要経費を計上し、地方債の2,550万円を充当しております。

次に、93ページ、目3学校給食施設費では、節11需用費に、県の指導に基づく施設修繕料などを、節13委託料には、学校給食センター調理等業務委託料の2,885万2,000円を、節18の備品購入費には、蒸気式消毒保管庫等の購入費用の597万7,000円を合わせて4,178万4,000円を計上し、地物食材を積極的に活用した、おいしくて安全な給食の提供に努めてまいりたいと思います。

94ページ、款11公債費につきましては、対前年度447万2,000円増の3億2,136万6,000円を計上し、予算における構成比は9%を占めております。

なお、起債予定の地方債につきましては、9ページの第3表の地方債に、また、当該年度末における地方債の現在高の見込みに関する調書を、本予算書の末尾105ページに掲載をさせていただきますので、御高覧賜りたいと思います。

また、平成32年度までの2年間で策定する第7次度会町総合計画及び福祉総合計画の策定支援業務委託について、8ページ、第2表債務負担行為に2年間の限度額を定めておりますので、御高覧をお願いをしたいと思います。

以上をもちまして、私の所感の一端と議案第1号 平成31年度一般会計予算の概要説明とさせていただきます。

引き続き、議案第2号からは、副町長から御説明をしますので、どうか、よろしく御審議のほどを賜りますようお願いをいたします。

○議長（八木 淳） 暫時、休憩いたします。

（10時11分休憩）

（10時20分再開）

○議長（八木 淳） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、藤田副町長より提案理由の説明を求めます。

藤田副町長。

○副町長（藤田 心作） それでは、町長にかわりまして、順次御説明いたします。

まず、議案第2号 平成31年度度会町国民健康保険特別会計予算でございます。

本年度の度会町国保会計の予算編成に当たりましては、過去数年の医療費の動向、受診率の推移などを勘案した上で、予算規模を、対前年度2,966万3,000円減の8億654万9,000円と定めております。

歳入につきましては、5ページ、款1国民健康保険税においては、退職被保険者

数の減少などの要因があり、現年度課税分から推計し、対前年度272万5,000円減の1億7,831万6,000円を計上しています。

款3 県支出金においては、県からの資料に基づき、対前年度2,898万1,000円減の5億2,338万7,000円を計上しています。

款5 繰入金は、保険税の算定から対前年度204万3,000円増の9,433万5,000円を見込み、予算計上をしております。

なお、繰入金は、一般会計から保険税軽減に伴う財政措置や関係職員にかかる人件費など合わせて7,933万5,000円の繰り入れを行い、給付費支払準備基金からは1,500万円を繰り入れ措置しております。

次に、6 ページ、歳出でございますが、歳出予算の過半を占める、款2 保険給付費につきましては、平成30年度の実績見込額から推計し、対前年度2,757万5,000円減の5億3,170万3,000円を見込んでいます。

次の款3 国民健康保険事業費納付金は、三重県が設ける国保特別会計から、医療機関へ支払う費用に充てるため、度会町から納付するもので、県の資料により計上いたしておりますが、被保険者数の減少や国保広域化に伴う激変緩和措置などにより、対前年度302万1,000円減の2億3,773万8,000円を見込んでいます。

款6 保健事業費には1,007万4,000円を計上し、特定健康診査等を進めることで、疾病の早期発見や国民健康保険事業の財政健全化を図ります。

続きまして、議案第3号 平成31年度度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、御説明いたします。

例年、当該予算は、町債の元利償還金と当該貸付金の償還事務に係る事務費等でございますが、平成31年度は、老朽化したシステムの移行及び改元対応が必要なことから、予算の総額は歳入歳出それぞれ対前年度96万5,000円増の152万2,000円を計上いたしております。

歳入につきましては、主に、償還収入と一般会計繰入金をもって、措置いたしております。

続きまして、議案第4号 平成31年度度会町介護保険特別会計予算について、御説明いたします。

平成32年度までの度会町第7期介護保険事業計画期間中ではありますが、介護保険サービス利用の増加などから、歳入歳出予算の総額を対前年度4,065万4,000円増の10億1,708万3,000円といたしております。

総括的な事項では、まず、6 ページ、歳入において、款1 介護保険料に、第1号被保険者保険料を、対前年度740万8,000円増の2億888万8,000円を計上したほか、款3 国庫支出金2億2,659万3,000円、また、第2号被保険者保険料からの介護給付費交付金などを、款4 支払基金交付金に2億5,578万9,000円、款5 県支出金1億

4,152万円、一般会計や基金などの繰入金を、款7繰入金に1億8,427万9,000円を計上しています。

款7繰入金の項2基金繰入金において、歳入歳出予算額を調整していることなどから、1,250万6,000円の減額となっています。

次に、7ページ、歳出についてでございますが、款2保険給付費は、居宅介護サービス給付費、地域密着型サービス給付費及び施設介護給付費を、主として、利用者の増加に伴い、対前年度5,495万円増の大幅な増額となり、9億1,570万円を計上いたしております。

また、款4地域支援事業費は、人件費及び事業を精査したことなどにより、対前年度1,198万5,000円減の6,907万9,000円を計上いたしております。

続きまして、議案第5号 平成31年度度会町郡指導主事共同設置事業特別会計予算について、御説明いたします。

本予算は、平成18年度から度会郡内の4町で共同設置している指導主事室に係るもので、学校の運営に関する指導や教員の研修などを実施する指導主事2名の人件費及び事務費を計上しており、その財源として、構成4町の負担金を充当し、歳入歳出予算の総額を、対前年度56万1,000円増の2,174万8,000円といたしております。

続きまして、議案第6号 平成31年度度会町後期高齢者医療特別会計予算について、御説明いたします。

後期高齢者医療制度は、高齢化の進行に伴い医療費が増大する中で、「高齢者と若年世代の負担の明確化」とあわせて「65歳から74歳の高齢者の偏在による保険者間の負担の不均衡を調整する仕組み」をもって、平成20年4月から施行され、都道府県単位に設置した広域連合による75歳以上の後期高齢者等を、被保険者とした医療保険制度でございますが、高齢化率の上昇に伴い予算額が年々増加いたしておりますが、三重県後期高齢者医療広域連合の資料をもとに、算定いたしましたところ、歳入歳出予算総額は、対前年度507万1,000円減の1億9,360万8,000円となりました。

歳入においては、後期高齢者医療保険料5,853万1,000円、一般会計繰入金1億3,507万2,000円をもって、歳出における事務費の款1総務費に1,133万6,000円、款2後期高齢者医療広域連合納付金に1億8,226万2,000円などを財源として充当するものでございます。

続きまして、議案第7号 平成31年度度会町水道事業会計予算について、御説明いたします。

水道事業につきましては、平成29年4月に上水道へ移行したことに伴い、地方公営企業法が全部適用されることから、他の予算書とは全く違う構成となっています。

この水道事業会計は、水道事業の収支を経理するために設けられた特別会計で、

サービス提供の対価としての料金収入や、それに要する人件費・物件費等の営業費用を「収益的収入及び支出」として、また、水道事業の将来の経営活動に備えて行う、建設改良及び建設改良に係る企業債償還等の支出とその財源となる収入を「資本的収入及び支出」として整理しています。

1 ページの第2条で、平成31年度の業務予定量として給水戸数、給水量及び主要な建設改良事業として、麻加江、立岡、牧戸、下久具地内の配水管工事を、第3条で、収益的収入は水道事業収益2億9,053万5,000円、収益的支出は、2ページ、水道事業費用3億1,543万1,000円を計上し、第4条で、資本的収入は3,491万9,000円、資本的支出は、3ページに、5,984万5,000円の予定額を計上しています。

第3条、収益的収入及び支出の詳細につきまして、30ページの事項別明細書をごらんください。

まず、款1水道事業収益は、項1営業収益と項2営業外収益にわかれ、項1営業収益の主たるものは、目1給水収益、節1水道料金で1億5,541万4,000円を、項2営業外収益では、目2他会計補助金、節1一般会計補助金3,284万9,000円と目3長期前受金戻入に補助金負担金等の本年度収益化分9,508万8,000円を計上しています。

次に、収益的支出ですが、款1水道事業費用は、項1営業費用、項2営業外費用、項4予備費の三つに分かれています。

30ページ、項1営業費用の目1原水及び浄水費では、取水及び浄水に要する経費が計上されており、主たるものは、31ページ、節16委託料の施設管理委託料等1,294万5,000円と節33の南勢水道用水受水費1,288万1,000円でございます。

目2配水及び給水費は、配水管等の施設維持管理に要する経費であり2,073万7,000円を計上、目3業務費は水道料金の徴収、その電算システム及び量水器に係る経費であり、1,521万8,000円を計上、目4総係費は職員の人件費及び一般管理費で、32ページ、節16委託料に、国から策定を求められている経営戦略の策定や、変更認可設計業務に要する3,495万6,000円を計上しています。

33ページ、目5減価償却費は、有形固定資産減価償却費として1億4,552万6,000円を、その主たるものは、構築物7,052万5,000円と機械及び装置7,211万2,000円でございます。

項2営業外費用としては、目1支払利息及び企業債取扱諸費及び目2消費税を合わせて980万4,000円を計上しています。

続きまして、第4条、資本的収入及び支出の詳細につきまして、34ページをお願いいたします。

資本的収入についてですが、出資金、負担金、補償金があり、項1出資金には元金償還金に対する出資金として1,338万6,000円を、項2負担金には、バイパス管新設負担金等として1,653万3,000円を、項3補償金には町道改良事業に伴う配水管移

設工事補償金として500万円を計上しています。

資本的支出の款1 資本的支出には、項1 建設改良費に、1 ページ、第2条、(4) 主要な建設改良事業に係る委託料600万円と工事請負費3,420万円を、35ページ、項3 企業債償還金には企業債償還金1,947万3,000円を計上しています。

資本的収入額が、資本的支出額に対し不足する額2,492万6,000円は、2 ページ、第4条のとおり、当年度分損益勘定留保資金2,492万6,000円で補填いたします。

その他附属資料として、8 ページに、お金の流れを見るための財務諸表であるキャッシュ・フロー計算書を、9 ページに給与費明細書を、15ページに一年間の経営状況を示す予定損益計算書を、17ページに財産の残高を示す予定貸借対照表を添付いたしておりますので、御高覧をお願いいたします。

なお、老朽化した施設の更新や耐震化に計画的に取り組み、引き続き安全・安心な水を安定的に供給すべく、昨年12月の定例会において水道料金の改定を、お認めいただきましたので、来る4月1日から施行させていただきます。

続きまして、議案第8号 平成30年度度会町一般会計補正予算(第4号)について、御説明いたします。

本予算案は、平成30年度が終盤を迎えたため、各種事務事業を精査の上、歳入歳出を調整した上で、5,276万9,000円を追加し、補正後の予算総額を40億5,541万6,000円と定めたところでございます。

歳入におきましては、10ページ、款9 地方交付税、項1 地方交付税、目1 地方交付税に追加が見込まれます普通交付税2,233万5,000円を追加計上しています。

次に、11ページ、款13 国庫支出金、項2 国庫補助金、目6 教育費国庫補助金では、中学校校舎の多目的トイレ改修事業費の減額に伴い、199万4,000円を減額しています。

款14 県支出金、項2 県補助金、目3 衛生費県補助金では、自殺対策計画策定に係る事業費が減少したことに伴い、自殺対策強化事業補助金133万3,000円を減額しています。

目8 災害復旧費県補助金では、林道注連指西線災害復旧工事の変更に伴う補助金1,372万円を追加計上しています。

また、今回の補正予算において不足する財源に、財政調整基金を充当すべく、12ページの款17 繰入金、項2 基金繰入金、目1 財政調整基金繰入金に5,986万9,000円を追加計上しています。

次の目9 地域福祉基金繰入金は、特別養護老人ホームわたらい緑清苑の増床工事の負担金減少に伴い2,700万円を減額しています。

次の款20 町債、項1 町債、目8 教育債は、中川体育館非構造部材改修事業費用減少などに伴い1,280万円を減額しています。

続いて、歳出の主たるものにつきまして、御説明申し上げますが、人件費につきましては、説明を省略いたしますので、御了承をお願いいたします。

13ページの款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節13委託料では、改元対応に係る住民情報システム改修を、一部平成31年度の業務としたことから、電算委託料不用額の163万9,000円を減額しています。

財務書類等作成支援業務委託料については、作業量が減少したことから120万円減額しています。

目4財産管理費、節15工事請負費では、地域福祉センターの空調機器を喫緊に更新する必要があるため、4,000万円を追加計上しています。

目5企画費、節13委託料においては、本年度購入するパソコンのソフトのライセンスを含む設定業務委託料として221万9,000円を追加計上しています。

14ページの男女共同参画事業推進業務委託料では、業者委託することなく、自前で男女共同参画基本計画を策定することとしたため、不用額250万円を減額しています。

15ページの款3民生費、項1社会福祉費、目3老人福祉費では、特別養護老人ホームわたらい緑清苑の施設増床事業費等の入札差金等による減額から、老人福祉施設組合負担金の不要額2,639万1,000円を減額しています。

項2児童福祉費、目4児童福祉施設費、節15工事請負費では、中之郷保育所保育室等改修に係る工事費の不要額130万円を減額しています。

16ページ、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費では、自殺対策計画策定を業者に委託するに当たり、委託業務内容を見直したり、入札差金など事業費が削減されたことから、業務委託料の不要額200万円を減額しています。

次の目2予防費では200万円が、また、目5母子保健衛生事業費では100万円が実績見込みにより不要となることから、それぞれ減額しています。

目4環境衛生費の伊勢広域環境組合の負担金については、平成30年度のごみ処理量が確定したことから、325万8,000円増額しています。

次に、17ページ、款7土木費、項3河川費では、みえ森と緑の県民税市町交付金基金を活用し、一之瀬川の支障木を伐採すべく180万円を追加計上しています。

18ページの款9教育費、項3中学校費、目1学校管理費においては、校舎の多目的トイレ改修事業において不要となりました工事請負費など合わせて、471万円を減額しています。

また、19ページの項5保健体育費、目2体育施設費では、中川体育館非構造部材改修工事に要する費用が900万円、目3学校給食施設費におきましては、給食センターの工事費が322万円不要となりますことから、それぞれ減額しています。

次の款10災害復旧費、項2農林水産業施設災害復旧費、目4過年災林業施設災害

復旧費では、林道注連指西線のボーリング調査結果に基づき、設計を変更することが必要となったことなどから、6,252万3,000円を追加計上しています。

なお、林道注連指西線災害復旧事業については、平成29年度から平成31年度までの継続費としていますことから、5ページに「第2表 継続費補正」を、20ページに調書を添付しておりますので、御高覧をお願いいたします。

また、6ページ「第3表 繰越明許費」でございますが、地域福祉センター空調設備改修事業、水道施設整備事業負担金における注連指浄水場非常用発電設備設置及び小萩字カミダ地内治山施設排水路改修事業の三つの事業については、工事施工に要する適正な工期を確保することが困難であることから、また、バイパス管新設事業負担金については、民間企業の事業進捗状況から、平成31年度へ繰り越しが必要となっております。

次の7ページ、「第4表 地方債補正」については、事業費の変更に伴い、起債の限度額を補正しています。

続きまして、議案第9号 平成30年度度会町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、御説明をいたします。

今回の補正は、平成29年度の繰越金の精算が主たる補正で、歳入歳出それぞれ7,660万9,000円を追加し、予算の総額を9億5,435万4,000円としております。

歳入においては、6ページ、款6繰越金に9,130万6,000円追加計上し、款5繰入金、項2基金繰入金において、繰り入れる必要がなくなった1,500万円を減額し、また、歳出における款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費の補正を行うべく7,630万6,000円を追加計上しています。

次に、議案第10号 平成30年度度会町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてでございますが、今回の補正は、平成30年度の給付費見込額を精査することなどで、歳入歳出それぞれ660万1,000円を追加し、補正後の予算総額を10億1,120万8,000円と定めるものでございます。

支出における保険給付費の増額に伴い、国・県の介護給付費負担金も増額していますが、それとは別に、歳入、6ページ、款3国庫支出金、項2国庫補助金、目8保険者機能強化推進交付金は、平成30年度、新たに創設された交付金で保険者の機能を点数評価した結果に基づき、県で案分され市町に交付されるもので143万2,000円新たに計上しています。

また、歳出においては、11ページ、款4地域支援事業費、項3総合事業費において、事業の方向性を見直した結果不要となる279万2,000円を減額しています。

続きまして、議案第11号 平成30年度度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について、御説明します。

今回の補正は、不足します人件費の補正で、歳入歳出それぞれ19万円を追加し、

補正後の予算総額を2億431万7,000円と定めるものでございます。

引き続きまして、条例関係について、御説明いたします。

まず、議案第12号 度会町審査請求に係る提出書類等の写し等の交付手数料条例の一部を改正する条例についてでございます。

工業標準化法が一部改正され、平成31年7月1日から従来の標準化の対象である鋳工業品等へ、新たにデータ、サービス等が追加されることにより、規格名称が日本工業規格から日本産業規格へ変更となるため、関連する当該条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第13号 度会町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、長時間労働是正のための措置として、民間労働法制においては「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」により、時間外労働の上限規制等が導入され、国家公務員においても超過勤務命令を行うことができる上限を、人事院規則で定めるなどの措置を行うことから、均衡の原則により当町においても時間外勤務縮減に向けた取り組みを推進するため、関連する当該条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第14号 度会町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、度会町立学校施設の開放に係る使用料について、受益者負担の観点から、利用者と未利用者の負担の公平性、公正性を確保するため、関連する当該条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第15号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、平成31年4月1日から「災害弔慰金等に関する法律施行令の一部を改正する政令」が施行されることにより、被災者ニーズに応じた災害援護資金の貸し付けが可能となることから、関連する当該条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第16号 度会町水道法施行条例の一部を改正する条例についてでございますが、平成31年4月1日から「学校教育法の一部を改正する法律等」及び「技術士法施行規則の一部を改正する省令」が施行されることに伴い、水道事業の布設工事監督者等の資格要件について、所要の改正が必要となるため、関連する当該条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第17号 字の区域の変更についてでございますが、一団の土地として利用している「度会町棚橋字八石2173番1」と「度会町棚橋字ヒラギ1126番5」の双方を所有する地権者から、当該2筆を合筆するに当たり「度会町棚橋字ヒラギ1126番5」の字の区域を「度会町棚橋字八石」に変更したい旨の要望書が提出されたことから、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第18号 伊勢市との定住自立圏形成協定の変更についてでございますが、伊勢市との間において締結した「定住自立圏の形成に関する協定書」の「子育て環境の充実」の部に「児童発達支援センターの設置、運営」に係る取り組み内容を追加するため、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、議案第19号 度会広域連合の処理する事務の変更及び度会広域連合規約の変更に関する協議についてでございますが、平成30年4月1日より、指定居宅介護支援事業所の指定等の権限が、県から町へ移譲されたことにより、介護保険における事業所の集団指導及び実地指導に係る業務について、度会広域連合が広域的に対応し、また、障がい者等の基本計画、福祉計画の推進を図り、地域に応じた計画策定を目指すため、支給決定の一部である障がい支援分認定業務を担う、度会広域連合にも業務として参画を求め、継続的で建設的な協議基盤の整備を図るため、関連する度会広域連合の処理する事務の変更及び規約の変更に関する協議を、関係地方公共団体と行うことについて、地方自治法第291条の11の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第20号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございますが、人権擁護委員として現在就任中の木本恵子氏の任期が、本年6月末日をもって満了することから、引き続き、木本恵子氏を委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

以上をもちまして、提出議案の概要説明とさせていただきますが、予算案、条例案等の詳細につきましては、おって各委員会におきまして、それぞれ担当課から御説明申し上げますので、何とぞよろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（八木 淳） 暫時、休憩いたします。

（11時1分休憩）

（11時10分再開）

○議長（八木 淳） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎質疑（議案第1号～議案第20号）

日程第6 これより議案に対する質疑を行います。

議案第1号「平成31年度度会町一般会計予算」に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

登議員。

○6番（登 喜三雄） 当初予算の編成、大変御苦労さまでございました。

素朴な疑問にお答えをいただきたいと思います。

平成31年度一般会計の予算につきましては、骨格予算として編成された上の御説明をいただきました。

骨格予算とは、一般的には新規の施策を見送る、政策的経費を極力抑え、事務的経費を中心に編成する。すなわち首長選挙を控え、卒業されます中村町長の功績に感謝しながら、また一方では、新たに入学されます新しい首長に期待するという意味合いを込めまして、法令までに基づく義務的経費、既存施設の維持管理費、既に債務負担行為を設定している事業費、継続費を設定している事業費などに限定した予算と理解されております。

そこで、予算書8ページをごらんいただきたいと思います。

第2表 債務負担行為でございます。これについてお伺いをしたいと思います。

2項目ございまして、第7次総合計画の策定業務と、それと福祉総合計画策定業務、いずれも平成31年度、平成32年度にわたる2年間にわたりまして、770万円と1,150万円が計上されております。

これは新規に、2年間に発生する債務の限度額について議決を求めるものですが、骨格予算に計上されました理由をお教えいただきたいと思います。

○議長（八木 淳） 藤田副町長。

○副町長（藤田 心作） 8ページの債務負担行為につきましては、第7次総合計画策定支援業務委託、それから福祉総合計画策定支援業務委託、それぞれが平成31年度から平成32年度までの2カ年の債務負担として計上してございます。

それぞれの計上については、計画期間が定められておりまして、いずれも平成32年度中に完成しなければならない計画でございまして、平成31年度第1次四半期の段階から、使用シユウシユ、それから基本的な準備業務等がございますことから、継続の債務負担行為として計上したものでございます。

実際的な実施計画（案）の最終については、平成32年度で新しい首長さんの、もちろん御意向も踏まえた上で、策定されるものと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（八木 淳） 登議員。

○6番（登 喜三雄） 今、大体は理解できるんですけども、私が申し上げたいのは、債務負担行為については、既に設定されているものについて、これを骨格予算として計上するのが、一般論であると。ですから、平たく言いますと、新しい首長さんが誕生してから、それから補正予算で対応してもよいではないかと、新しい首長さんの意向は、もしかすると総合計画、これは自治法が改正されまして、必置規程ではなくなっておると思います。

ですから、どういうつくり方をするか。それは新しい首長さんとともに協議をされまして、場合によってはどこかの計画にありましたけれども、男女共同参画やら

ですか。・・・でもってつくったんで減額したというような補正予算も計上されております。

ひょっとすると、新しい首長さんが自前でもってとか、そのつくり方、その手法をもう一度見直すというような考え方もたれるかも知りません。そういった意味から、町長さんの任期、6月20日すぎでしたか、それ以降、協議をされまして、それから次の議会でもって新たに計上すると、そういうような考え方もできるんじゃないかと思えます。

そういうことについては、ここでは議論を差し控えたいと思います。

この後の予算委員会でもって審査をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（八木 淳） ほかに質疑ございませんか。

質疑ございませんか。

（「なし」の発声あり）

○議長（八木 淳） 質疑なしと認めます。

議案第1号に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第2号「平成31年度度会町国民健康保険特別会計予算」、議案第3号「平成31年度度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」、議案第4号「平成31年度度会町介護保険特別会計予算」の3議案に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑ございませんか。

（「なしの声」あり）

○議長（八木 淳） 質疑なしと認めます。

議案第2号、議案第3号及び議案第4号の3議案に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第5号「平成31年度度会町郡指導主事共同設置事業特別会計予算」、議案第6号「平成31年度度会町後期高齢者医療特別会計予算」、議案第7号「平成31年度度会町水道事業会計予算」の3議案に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑ございませんか。

（「なしの声」あり）

○議長（八木 淳） 質疑なしと認めます。

議案第5号、議案第6号及び議案第7号の3議案に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第8号「平成30年度度会町一般会計補正予算（第4号）」に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なしの声」あり）

○議長（八木 淳） 質疑なしと認めます。

議案第8号に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第9号「平成30年度度会町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」、議案第10号「平成30年度度会町介護保険特別会計補正予算（第4号）」、議案第11号「平成30年度度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）」の3議案に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なしの声」あり）

○議長（八木 淳） 質疑なしと認めます。

議案第9号、議案第10号及び議案第11号の3議案に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第12号「度会町審査請求に係る提出書類等の写し等の交付手数料条例の一部を改正する条例について」、議案第13号「度会町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第14号「度会町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について」の3議案に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なしの声」あり）

○議長（八木 淳） 質疑なしと認めます。

議案第12号、議案第13号及び議案第14号の3議案に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第15号「災害弔慰金の支給に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第16号「度会町水道法施行条例の一部を改正する条例について」の2議案に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なしの声」あり）

○議長（八木 淳） 質疑なしと認めます。

議案第15号及び議案第16号の2議案に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第17号「字の区域の変更について」、議案第18号「伊勢市との定住自立圏形成協定の変更について」の2議案に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なしの声」あり）

○議長（八木 淳） 質疑なしと認めます。

議案第17号及び議案第18号の2議案に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第19号「度会広域連合の処理する事務の変更及び度会広域連合規約の変更に関する協議について」、議案第20号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の2議案に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なしの声」あり)

○議長(八木 淳) 質疑なしと認めます。

議案第19号及び議案第20号の2議案に対する質疑を打ち切ります。

これで、議案に対する質疑を終わります。

◎常任委員会付託(議案第1号～議案第19号)

日程第7 ただいま議題となっております、議案第1号から議案第19号については、お手元に配付いたしております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

人事案件である議案第20号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長(八木 淳) 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は、委員会付託を省略いたします。

◎閉議の宣言

本日は、これにて散会いたします。

(11時21分)